

平成26年(2014年)5月20日



埼玉県報

号 外 第 1 0 号
平 成 2 6 年 5 月 2 0 日
火 曜 日

目 次

告示

- [埼玉県議会議員補欠選挙\(西第15区\)の事由発生及び直接請求のための署名収集禁止期間\(選挙管理委員会\)](#)

告 示

埼玉県選管告示第三十三号

埼玉県議会議員の選挙区のうち、西第十五区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十三条第一項の規定による埼玉県議会議員補欠選挙を行うべき事由が生じた。

なお、比企郡小川町の区域においては平成二十六年四月十三日から同選挙の期日までの間、比企郡滑川町、嵐山町、鳩山町及びときがわ町の区域においては平成二十六年五月二十一日から同選挙の期日までの間、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない。

平成二十六年五月二十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次